

2012年8月15日

千葉県知事 森田 健作 様

千葉県生活と健康を守る会連合会

会長 妹尾 七重

千葉県船橋市本町4-37-19-206

電話 047-407-0802

日頃、地域住民のくらしと福祉・地方自治の充実にご尽力されている貴職に敬意を表します。国民の社会保障、生存権確立の要求をかけて運動する当会として、生活保護に関する以下の要求をいたします。8月30日(木)までに文書にて、ご回答くださるようお願ひいたします。

生活保護に関する要求

1 夏季要求

① 熱中症対策

エアコン設備については、年金等の収入がある方については厚労省通知によって設置、修理できることを周知し、年金等のない方については「必要な方がエアコンを購入、修理・設置にかかる費用全額」を千葉県が支給すること。

② 千葉県として「一人あたり8,000円の夏季見舞金」支給制度を創設し、支給すること。政令市、中核市とも対象から除外しないこと。

③ 孤独死、孤立死対策

家庭訪問で高齢、病気療養者等の実態把握に努め、電話連絡などで安否を確認するなど、孤独死・孤立死の防止を図ること。

2 就労対策要求

① 就労指導にかかる求職活動では、要する費用を全額支給すること。電話代、ハローワーク等サイト設置場所までの往復交通費、面接費用などは即日、支給すること。自主的な求職活動についても適宜、援助を行うとともに求めに応じて必要な求職費用を支出すること。

② 求職支援プログラムを希望する方には、即刻、その実現を図ること。必要な交通費などの費用を支払うこと。

③ 資格取得希望があるときには、即刻、その実現を図ること。必要な費用の支給を行い、速やかな取得を援助すること。

④ 就職時の支度費支給を速やかに行うこと。就職によって、機械的な「保護廃止」処分をしないこと。

就労収入の認定においては保護費と給与支給額・控除額などについて清算額を、別紙にて明細書をつけるなどして分かりやすいものに改善すること。

3 漏給防止要求

① 高校生のアルバイトについては、学生本人への説明も行い、未成年就労控除のしくみや修学旅行、進学受験費用など収入認定除外など自立に必要な運用についても詳しく説明し、適切な援助を行うこと。

② 年金一時金等の臨時収入があるときなど、「自立更生計画」によって収入除外があることなど丁寧に説明を行うこと。

③ 漏給に多い「移送費」等の清算については、民法の規定による5年分として遡及支払を行うこと。

④ 漏給に多い「加算」支給も ③と同じ扱いを行うこと。

⑤ 福祉事務所の不手際により、多く支給していたことが判明した時に、すでに消費済み分については返還を免除すること。但し、保管していた場合を除く。

⑥ 支給された保護費を原資とする預貯金について金額の多いことをって不当に「停・廃止」処分を行わないこと。

4 無料低額宿泊所、「高齢、要介護者」住宅等にかかる要求

- ① 千葉県は政令・中核市含め、住宅困窮者に対する公的責任による「シェルター」を整備すること。ホームレス又は「居所を失っている」理由のみで無料低額宿泊所に誘導しないこと。
- ② やむを得ない理由で誘導する場合、宿泊所が「通過施設であり」「アパートへの転宅が可能であること、また転宅の方法」等を適切に説明すること。
- ③ 宿泊所の選定は、本人の意思によるものとすること。遠方や狭小、汚い部屋への誘導については拒否が可能であることを周知すること。拒否しても、保護申請が適用されることを併せて説明すること。
- ④ 間仕切り部屋については、急場を除き3日以内に個別の居室への移動を可能なこととするよう事業者を指導することと是正しない場合、認可を取り消して居室代(住宅扶助分)は適宜、減額すること。
- ⑤ 適当な身寄りがないことのみを持って「高齢・要介護者」住宅への誘導を行わないこと。「措置」に準じて、公的介護施設等への入居を優先すること。
- ⑥ 誘導する場合、第三者を含めて自己決定できるように努め、宿泊所の選定は本人の意思によるものとすること。拒否しても、保護が継続されることを併せて説明すること。
- ⑦ 大部屋、間仕切り部屋については、急場を除き3日以内に個別の居室への移動を可能とするよう事業者を指導すること。是正しない場合、居室代(住宅扶助分)は適宜、減額すること。合わせて認可を取り消すこと。
- ⑧ 無届施設での保護利用については、速やかに公的な施設か少なくとも届出施設への転宅を行うこと。

5 医療について

- ① 緊急搬送によって高度医療機関を利用する際の「加算金」は、一時扶助として支給すること。県立病院は率先して、請求をしないこと。
- ② ジェネリック医薬品への選択を強要することは許されないので、止めること。結果として「使用のお願い」として協力する場合においても副作用被害が生じたときには速やかな治療や「補償を行うこと」も周知すること。
- ③ 休日、夜間等の緊急時に保護利用の証明として必要な世帯、個人別の「医療証」を早期に全県規模で発行すること。
- ④ 通院移送費は漏給があってはならず、完全に支給すること。開始時に周知し、給付の漏れがないように努めること。

6 福祉事務所への警察官、警察官OBの配置を行わないこと。

- ① 国目安にもとづいて、ケースワーカーなどの職員配置を行い欠員をなくすこと。稼働年齢層の失職、暴力団からの脱退や触法者の出所、「精神」にかかる障害等を理由とした生活保護の利用者増大にともない支援拡大等に見合う増配を検討し、充分なサービスを行うこと。
- ② 欠員補充を安易に警察官、「派遣・委託」労働者などに依存しないこと。

7 千葉県民が生活保護基準以下の暮らしを余儀なくされることのないよう積極的に保護促進する施策についての要求。

- ① 千葉県をはじめ、県内全自治体が生活保護の周知を積極的に行い、「捕捉」率の向上に努めること。
- ② 周知は大型ポスターで主な公共機関や入浴施設、公共鉄道・バス内など目に着くように行うこと。パンフを配布するなどして周知すること。
- ③ 自殺対策、DV・虐待対策、ひとり親など各団体との協働関係も活用の上、効果的な対策について県内の様々な意見を結集した対策とすること。
- ④ なにより生活保護制度が、県民に安心感をもって利用されるように働きかけを強めること。
- ⑤ 民生委員など関係者に対する「プライバシー」保護順守を強く指導すること。

2012年8月15日

千葉県知事 森田 健作 様

千葉県生活と健康を守る会連合会

会長 妹尾 七重

千葉県船橋市本町4-37-19-206

電話 047-407-0802

日頃、地域住民のくらしと福祉・地方自治の充実にご尽力されている貴職に敬意を表します。国民の社会保障、生存権確立の要求をかけて運動する当会として、就学援助制度に関する以下の要求をいたします。8月30日(木)までに文書にて、ご回答くださるようお願いいたします。

就学援助制度に関する要求

- 1 就学援助制度は、義務教育は無償とした憲法26条をうけ、教育基本法4条、学校教育法19条による制度です。毎学期ごとなど積極的に父母等に周知し、必要な世帯が漏れなく利用できるよう法律の趣旨を生かし、利用率の向上に努めること。とりわけ転校等の異動時については、必ず周知をはかることとし、前校で利用実績があるときには受け入れ自治体は無条件に就学援助制度を継続受給できるよう取り計らうこと。
- 2 就学援助制度の適用条件における所得要件について、年少扶養控除、特定扶養控除の廃止といった制度改訂による「所得増」で適用除外とならないようにすること。
- 3 就学援助制度において2010年度から国が補助を出している「クラブ活動費、生徒会費、PTA会費」を申請決定者が漏れなく受給されるようにすること。
- 4 以上の3点について、千葉県下においてすべての市町村が実施されるよう特段の指導を行なうこと。

健指 第1283号
平成24年8月31日

千葉県生活と健康を守る会連合会

会長 妹尾 七重 様

千葉県健康福祉部健康福祉指導課



生活保護に関する要求に対する回答について

2012年8月15日付けで要求のありましたこのことについて下記のとおり回答します。

記

1 夏季要求

- ①エアコン設置費用にかかる貸付金を収入認定しない取扱い等については、福祉事務所（以下「事務所」という。）に対して通知し、周知を図っています。
- ②国が定める最低生活費で、最低限度の生活は保障されているものと考えます。
- ③訪問調査を実施し、生活実態を把握の上、必要な指導援助を行うよう事務所を指導するとともに、関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底など、孤立死防止のための支援の強化について事務所に対し通知しています。

2 就労対策要求

- ①就労指導による求職活動に係る移送費については、保護の実施要領（以下「要領」という。）に定めるとおり、求職のため熱心かつ誠実に努力した場合に支給するよう指導しています。
- ②就労支援プログラムの実施については、事務所が策定しているプログラムに基づき、適切に就労支援を行うよう指導しています。
- ③要領に定める生業扶助の要件に基づき適切に実施されるよう指導しています。
- ④要領に基づき就職支度費が適切に支給されるよう指導しています。

3 漏給防止要求

- ①高校生のアルバイトに対して、未成年就労控除等について学生本人に説明するよう指導しています。
- ②要領に基づき自立更生のための用途に供される額の認定を行うよう指導しています。
- ③扶助費の遡及支給については、2か月程度とされています。
- ④扶助費の遡及支給については、2か月程度とされています。
- ⑤生活保護法第80条に定める返還の免除は適用にならないものと考えます。
- ⑥保護費のやり繰りによって生じた預貯金について、要領に基づき適切に取扱うよう指導しています。

4 無料低額宿泊所、「高齢、要介護者」住宅等にかかる要求

- ①各自治体に対し、「シェルター」等の整備を働きかけています。

- ②事務所に対して、生活保護法実行事務監査(以下「監査」という。)等の場を通じて無料低額宿泊所入居者の適切な自立支援について指導しています。
- ③事務所に対して、監査等の場を通じ無料低額宿泊所の適切な利用について指導しています。
- ④間仕切りによる居室については、国の通知により、間仕切りの方法等一定の基準を満たし、プライバシーが確保され、1世帯で使用している場合には、保護の基準の範囲内で住宅扶助を認定して差し支えないとされています。
- ⑤事務所に対して、監査等の場を通じ高齢・要介護者の適切な支援について指導しています。
- ⑥事務所に対して、監査等の場を通じ高齢・要介護者の適切な支援について指導しています。
- ⑦大部屋に複数の世帯の入居は、原則として認めていないところです。
- ⑧事務所に対して、監査等の場を通じ施設利用者の適切な支援について指導しています。

5 医療について

- ①緊急搬送により高度医療機関を利用する場合、緊急性が認められるものについては加算金を徴取されないので、一時扶助として支給する必要はないものと考えます。
- ②ジェネリック医薬品の説明リーフレットにおいて、同医薬品の服用を強制するものでない旨説明しているところです。
- ③医療の給付については、医療扶助運営要領に基づき医療券の発行により行っているところです。
- ④事務所に対して、監査等の場を通じ通院移送費の適切な支給について指導しています。

6 福祉事務所への警察官、警察官OBの配置を行わないこと。

- ①ケースワーカー等の標準数の充足については、充足を求める通知を発するとともに監査等において充足を指導しています。
- ②ケースワーカーについては、資格を有する職員を配置するよう指導しています。

7 千葉県が生活保護基準以下の暮らしを余儀なくされることのないよう積極的に保護促進する施策について要求。

- ①監査等を通じて生活保護制度の周知について指導しています。
- ②事務所に対し、「保護のしおり」等により制度の周知を図るよう指導しています。
- ③生活保護に係る施策について、他施策の状況等も踏まえ、推進を図ってまいりたいと考えています。
- ④事務所において「保護のしおり」等を作成するなどして制度の周知について指導しています。
- ⑤民生委員については、民生委員協議会の会議や研修の場で守秘義務や個人情報保護について繰り返し注意を喚起しています。

千葉県生活と健康を守る会連合会
会長 姉尾 七重様

就学援助制度に関する要求に係る文書を拝見いたしました。
要求の内容について、教育庁企画管理部財務施設課から回答させていただきます。

児童生徒の就学援助事業は、市町村が行っており、制度設計や対象者への周知については、事業主体である各市町村が、総合的な政策展開の中で検討・推進すべきものと考えております。

なお、県教育委員会では、毎年、各市町村に保護者への制度の周知をお願いしているところであります、今後とも、児童生徒が安心して教育を受けられるよう、市町村と連携しつつ、就学援助制度の適正な運用に努めてまいります。

千葉県教育庁企画管理部財務施設課長
連絡先 043-223-4027